

寒川町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 5 号

寒川町手数料条例の一部を改正する条例

寒川町手数料条例(平成 12 年寒川町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 11 号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 46 号)の施行の日から施行する。